

予約採用候補者対象

2026年度 日本学生支援機構 進学届の提出（入力）について

1. 申請手順

(1) 下記の書類を準備する。以下①～②は全員提出
注意事項等は「別紙1」「別紙2」「別紙3」に記載しています。進学届の受付を速やかに行うために必ず確認ください。不備内容によっては受付ができない場合があります。

① 採用候補者決定通知の表紙（進学先提出用）

※ 裏面の記入が必要です。「別紙1」をご確認ください。

※ 紛失した場合は「採用候補者のしおり」の案内に基づき、決定通知（簡易版）を印刷してください。簡易版を発行した者は余白に「別紙1」の項目を記入してください。

② 「レターパックライト430（青）」

※ 採用後の資料や奨学生証書等の郵送に使用します。お届け先にご自身の住所を記入してください。

(2) 受付期間内に、指定された場所で手続（書類の提出等）を行う。

例年午前中の方が待ち時間が短く速やかに手続きできます。指定日時以外でも手続可能です（事前連絡不要）。

受付日	時間	会場	対象学部	対象研究科	初回振込時期
4/1 (水)	9:00 ~ 11:45	共通教育棟 1号館 1F 118教室	教育・理学	教育・理工学（理）	4月見込
	13:10 ~ 15:30		国創・農学	人文・農学・共創	
4/2 (木)	9:00 ~ 11:45		工学・医学	理工学（工）・保健学	
	13:10 ~ 15:30		工学・農学	理工学（工）・農学	
4/3 (金)	9:00 ~ 11:45		人文・医学	医学・保健学・法務	
	13:10 ~ 15:30		国創・人文	人文・共創・保健学	
4/6 (月)	9:00 ~ 11:45		教育・理学	教育・理工学（理）	
	13:10 ~ 15:30		工学	理工学（工）・農学	
4/7 (火)	9:00 ~ 11:45		人文・医学	医学・保健学・法務	5月見込
	13:10 ~ 15:30		国創・農学	人文・法務・共創	
4/8 (金)	9:00 ~ 11:45	教育・理学	教育・理工学（理学系）		
	13:10 ~ 15:30				

(3) 受付後に、進学届の提出（インターネット入力）に必要な「ID」と「パスワード」を受け取る。

(4) 進学届の提出（インターネット入力）を行う（以下、入力期限）。

① 第1回 2026年4月 1日（水）～ 2026年4月 7日（火）→ 初回振込日 4/21（火）

② 第2回 2026年4月 8日（水）～ 2026年4月21日（火）→ 初回振込日 5/15（金）

③ 第3回 2026年4月22日（水）～ 2026年5月26日（火）→ 初回振込日 6/11（木）

《下記に該当する場合は、「進学届」の受付が出来ませんので注意してください》

- ・財団に採用（または申請中）だが、日本学生支援機構との併給・併用状況が不明な場合
- ・学生名義の口座を開設していない（または、開設済みの口座が使用できない状態）
- ・入学時特別増額を希望し「国の教育ローン申込：必要」と記載されているが日本政策金融公庫での「教育ローン」の申込をしていない（または結果がでていない）者
- ・貸与奨学生で保証制度の選任条件を満たす者を選任していない場合

進学届手続きの準備に係る注意事項（共通案内）

進学届の手続き前に下記の注意事項や「採用候補者のしおり」を熟読のうえ必要手続きをお取りください。なお、予約採用で採用されている奨学金のうち一部を辞退する場合は、インターネット入力の際に不要な奨学金を辞退することは可能です。全ての奨学金が不要な場合は、進学届の手続きは不要です（採用候補者としての資格を自動的に取り消されます）。

1. 「採用候補者のしおり」について

下記の日本学生支援機構 HP（URL）よりダウンロードしてください。大学からの送付物ではありません。



URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/index.html#O1>

2. 「採用候補者決定通知の表紙（進学先提出用）」の学生情報記入について（裏面）※ミシン目を切り離すこと

- ・「学籍番号」 空欄でも可（提出時に分かる場合は記入してください）
- ・「住所」 2026年4月時点で住んでいるまたは契約済みの住所を記入
- ・「電話番号」 本人以外（例：保護者）の連絡先を記入（氏名と続柄を記載）
- ・「携帯番号」 本人の連絡先を記入

※紛失した場合は「採用候補者のしおり」の案内に基づき、決定通知（簡易版）を印刷してください。

※チェック項目についても忘れずにご確認ください。

3. 「奨学金の振込口座」について

- ・ **学生名義の口座がない場合は進学届の手続きができません。** 多子世帯のみで採用されている者は、奨学金の振込はありませんが、口座の入力は必要です。

例年、親の口座や休眠口座を登録する者がいます。その場合、不備解消のため別途手続きが必要になり、採用月が遅れますので、進学前までに学生名義の口座を開設または口座利用再開手続きを済ませてください。

《口座についての注意事項》



- ・ 開設済みの金融機関が利用できるのは下記 URL からご確認ください。

URL : https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/about/taiyo/1190260_2652.html

- ・ 長期間使用していない休眠口座は利用できません。
- ・ アルファベット表記で登録されている学生は、事前に金融機関でカナ表記に登録変更が必要です。
- ・ 入学時特別増額希望者で労働金庫から「入学時必要資金融資（つなぎ融資）」を受けている場合は、必ず学生名義の労働金庫の口座を利用してください。

※つなぎ融資の振込先も学生名義である必要があります。

（詳細は採用候補者決定通知書同封の「入学時必要資金融資のご案内」をご確認ください）

- ・ 開設手続き中の口座では奨学金の手続きはできません（寮生が寮指定の口座の開設中であっても同様です）
開設中の金融機関を希望する場合は、進学届入力時には学生名義の他の金融機関を登録し口座開設ができ次第、通帳等のコピーを持参し奨学金窓口にて口座の変更手続きをしてください。最短で翌月に振込口座の変更が可能となります。

4. 「レターパックライト (430)」について

- 「お届け先」(上の項目)にご自身の住所を記入してください(例年、宛先不十分が理由で、返却されるケースがありますので、アパートの方は特に部屋番号等を漏らさずに記入してください)。
- 追跡番号は、学校側で保管しますので取らずに提出してください(必要な場合は、メモ等でお控えください)。
- 採用関係書類の送付は、日本学生支援機構から学校に書類が届いてからの発送となります。
予定：4月振込(入力)者→5月上旬から中旬頃
5月振込(入力)者→5月下旬から6月上旬頃

給付奨学生としての注意事項

【他財団奨学金を希望する者への注意事項】

日本学生支援機構の奨学金は、他の財団との併給は認めています、他の財団側で併給を制限している場合があります。

「進学届」の受付時に財団と日本学生支援機構の併給状態等を確認しますので、事前に日本学生支援機構との取り扱いを確認するようにお願いします。財団側の取扱いによって日本学生支援機構の給付奨学金の取扱いが異なりますので、状況が分からない場合は、進学届の受付ができない場合がありますのでご注意ください。

《給付奨学金との併給が認められている》→給付奨学金は問題ないため「進学届」手続き。

《給付奨学金の振込は認めていないが授業料免除等は認めている（給付奨学生の身分を認めている）》

→給付奨学金の振込のみ「停止」をし、授業料免除等の減免（無償化）のみの支援可能のため

「進学届」の手続き必須。※「進学届」の入力時に給付奨学金の振込を「停止」設定

《給付奨学金の振込及び給付奨学生としての身分も認めていない》

→「進学届」の手続き前に大学の奨学金担当へご連絡ください。

【自宅外通学生の注意事項】

自宅外通学生の初回振込は「自宅通学」の月額で振込されるよう「進学届」手続き後に自宅外通学者には追加書類の提出案内を行います。必要書類の提出後、2～3 カ月後に承認がおり承認後の振込で、採用月または自宅外通学となった月まで遡って振り込まれます。

ただし、既にアパート契約済み等により下記期限内に提出できる者のみ初回振込で「自宅外通学」の月額振込が可能です。希望する者は下記 URL からご確認ください。



URL: <https://x.gd/USHfP>

【自宅外月額支給の早期化手続き期限】3月12日（木）

※寮生に関しては在寮証明書が4月1日以降にしか発行できない関係で早期手続きには対応できません。

【多子世帯への注意事項】

採用候補者決定通知で多子世帯として認定されている方は、進学届の手続きを経て授業料等無償化の支援が受けられます。

また、支援区分が第Ⅰ～第Ⅳ区分のいずれかに該当する場合は、給付奨学金を併せて受給できます。

（例）支援区分における支援の内容

- ・「第Ⅱ区分（多子）」：給付奨学金（あり）、授業料等無償化（あり）
- ・「第Ⅱ区分」：給付奨学金（あり）、授業料等無償化（なし）※ただし、2/3の授業料等減免あり
- ・「多子世帯」：給付奨学金（なし）、授業料等無償化（あり）

なお、多子世帯の要件を満たしているにも関わらず、多子世帯として認定されていない場合は進学届の手続きをせずに奨学金担当窓口にご相談してください。

貸与奨学生としての注意事項

【他財団奨学金を希望する者への注意事項】

日本学生支援機構の奨学金は、他の財団との併用は認めていますが、他の財団側で併給を制限している場合があります。

「進学届」の受付時に財団と日本学生支援機構の併給状態等を確認しますので、事前に日本学生支援機構との取り扱いを確認するようにお願いします。

《貸与奨学金との併用が認められている》→貸与奨学金が必要であれば「進学届」の手続きが必要。

《貸与奨学金との併用は認めていない》

→給付奨学金がある場合：「進学届」の手続きが必要（貸与のみ辞退可）

→給付奨学金がない。貸与のみの場合：「進学届」の手続きが不要（財団を希望）

【貸与奨学金：保証制度についての注意事項】※「進学届」受付前までに条件満たす者の選任が必要。

《人的保証の選任条件》貸与奨学生採用候補者のしおり P14～17 参照

連帯保証人：親

保証人：親以外の4親等以内かつ65歳未満

- ・親がいる場合は、必ず連帯保証人は親となります（親が債務整理中の場合は例外。ご相談ください）
- ・同一生計の親を保証人にすることはできません。ただし、離婚した親や選任条件から外れる人物（65歳以上または5親等の親族や知人等）が収入条件を満たす場合のみ、保証人に選任することは可能です（貸与奨学生のしおり参照）
- ・選任者の印鑑証明等の必要書類は受付時には不要です。5月以降に採用関係書類を送付しますので、その際にご準備ください。
- ・人的保証を希望だが、受付時では選任者から承諾を得られていない場合は、選任者が決定してから進学届の受付をお願いします。4月中の選任が難しい場合は、奨学金担当へご連絡ください。
- ・「機関保証」へ変更する事は可能ですが、「進学届」の入力後、「機関保証」から「人的保証」への変更は一切出来ません。人的保証の希望者は、採用時期が遅れるとしても条件に合う選任者が決定してから「進学届」の手続きをおこなってください。4月中の選任が難しい場合は、奨学金担当へご連絡ください。

《機関保証の選任条件》

本人以外の連絡先：成人かつ学生でない者（返還終了まで連絡がつく人物）

- ・機関保証料が発生します。貸与の振込がある者は保証料分が引かれての振込です。
- ・「進学届」入力後、いかなる理由があれ「機関保証」から「人的保証」への変更は一切出来ません。

【貸与奨学金：入学時特別増額の欄に「国の教育ローン申込：必要」と記載されている者への注意事項】

入学時特別増額を希望するが、「国の教育ローン申込：必要」と記載されている者は、必ず進学前までに保護者が日本学生金融公庫で教育ローンを申請し、審査の結果が分かってから受付してください。不採用者または申請したが条件外等により断られた者は、「進学届」の入力の際に通知書または申告日等の日付入力をする事で貸与が可能です。日本政策金融公庫で教育ローンの審査が通った者は、日本学生支援機構の入学時特別増額分のみ「辞退」の入力をしてください。4月中に審査の結果がでない場合は、奨学金担当へご相談ください。

【給付奨学金と第一種奨学金を併用する者への注意事項】

給付奨学金と併せて第一種奨学金を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月学が調整されます（多くの場合は減額となり0円となる場合もあります）。

詳細は下記の URL を確認して下さい。

URL : https://www.jasso.go.jp//shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

